

高度急性期病院における特定行為研修修了者の活用 －看護管理者の立場から－

佐藤悦子 千葉励子 安保弘子*

第75回国立病院総合医学会
(2021年10月23日～11月20日WEB開催)

IRYO Vol. 76 No. 6 (424-427) 2022

要旨

現在、医師の働き方改革により、医師でなくても実施可能な業務を他職種に移管するタスク・シフト/タスク・シェアの考え方が提唱され、特定行為を実施する看護職の存在が注目されるようになってきた。

岩手医科大学病院（当施設）は、岩手県唯一の大学病院であり、特定機能病院として高度急性期医療を展開している。そして看護部では、それに応えるべく専門性の高い人材育成にも取り組んでいる。

また、2011年に設置された高度看護研修センターでは、「特定行為に係る看護師の研修制度」の指定研修機関認可を2015年に取得後、特定行為研修修了者（以下、特定看護師）を毎年育成している。特定看護師は、臨床の場では高度看護実践者であり、時には組織横断的に教育的役割を果たすと同時に、実地指導者としての役割も担う。特定看護師の活動のフィールドが拡大する一方、看護管理者は、組織構造・運営の整備と組織化を行い、病院全体で取り組む支援体制を求められる。

さらに、看護の質の観点と経営的視点を重視して、研修修了後は、部署配置とし、普段と違う患者の症状変化に気づき、医師の指示のもと、対応できる能力を養う場であり、チーム医療の観点、そして在宅および地域での支援にも貢献している。

キーワード 特定行為研修修了者、人材育成、看護管理者

緒言

2015年から始まった「特定行為に係る看護師の研修制度」¹⁾（以下、特定行為研修）により、看護職の役割拡大が一層促進された。高度急性期病院では、複雑化する医療ニーズを捉え、入院から退院後を見据えた患者のQOLを重視した看護の提供は必須で

ある。

本稿では、組織的に特定看護師を育成・活用について、看護管理者の立場から報告する。

病院紹介

岩手医科大学病院（当施設）は、2019年9月に新

岩手医科大学附属病院 看護部 *高度看護研修センター †看護師
著者連絡先：佐藤悦子 岩手医科大学附属病院 副院長・看護部長
〒028-3695 岩手県紫波郡矢巾町医大通2丁目1番1号
e-mail : etsuko.satou@j.iwate-med.ac.jp
(2022年5月9日受付, 2022年8月5日受理)

Utilization of People who Have Completed Specific Behavior Training in Highly Acute Hospitals : From the Standpoint of a Nursing Manager

Etsuko Sato, Reiko Chiba and Hiroko Anbo*, Department of Nursing, * Advanced Nursing Training Center,

*Iwate Medical University Hospital

(Received May. 9, 2022, Accepted Aug. 5, 2022)

Key Words : those who have completed specific act training, human resource development, nursing manager

表1 岩手医科大学附属病院 概要 (2021年3月)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定機能病院、岩手県の基幹病院 ・ 許可病床数 1000 床 <ul style="list-style-type: none"> 稼働病床数 964床 一般病床 717床 特定入院料算定病床 179床 精神病床 68床 ・ 標榜診療科 44 ・ 平均在院日数 12.8 日 ・ 看護職員 1246 名 <ul style="list-style-type: none"> 専門看護師 3 分野 3 名 認定看護師 19 分野 50 名 特定看護師 (当施設での呼称) 12名 認定看護管理者 8 名

施設への移転を行い、新附属病院は「高度治療機能病院」、附属内丸メディカルセンターは「高度外来機能病院」と位置付け、2病院間で、機能分化と相互連携体制をとっている。そして、「誠の精神に基づく、誠の医療の実践」を理念に掲げ、高度急性期病院の機能と地域医療の中核としての機能を果たすため、看護のジェネラリストと高度看護実践者であるスペシャリストを育成している (表1)。

高度看護研修センターの変遷

地域のがん治療の拠点病院として、緩和ケアのニーズにしっかり応えていきたい。この想いのもと、東北で初めて緩和ケア認定看護師教育課程を2011年7月から開講し、2020年11月に緩和ケアB課程認定看護師教育機関認定を受け2021年4月から始めている。

特定行為教育課程は、2015年10月に特定行為研修指定研修機関認可され、東北初の創傷管理関連 (特定行為1区分) の教育課程を開始し、順次、特定行為を増やした。2021年から呼吸器関連、創傷管理関連、在宅関連に加え、外科パック、在宅パック、選択コースを追加し14区分22行為とし、一貫した講義と臨地実習を兼ね備えている。

人材育成を組織全体でアプローチ

特定行為を実施するには、患者の状態を医師と共有し、特定行為の対象患者を医師が判断、患者と家族に説明 (説明と同意は記録に残す) 後、電子カルテに実施指示を入力する。特定看護師は、手順書に沿って確認し、電子カルテの実施指示を受ける。実施後は、医師への報告と評価を行う流れである。実際には、包括的指示であるが、電子カルテ入力の面倒さや依頼方法が不十分、看護部で取り組んでいることと認識し、実地指導医以外の医師への周知不足により活用促進に難渋することもあった。特定行為は、医師の協力が必須である。両者の負担や不満は何かを看護管理者として把握し、問題解決が必要であった。

1. 組織としての支援の明確化

組織構造・運営は、高度看護研修センターに位置づけ、看護部長・副看護部長が運営委員を担い、企画・運営を兼務、特定看護師を支援として、特定行為管理委員会と特定看護師会を設立した。また、看護部長や経営陣の会議等で周知し、合意形成のもと進めている。

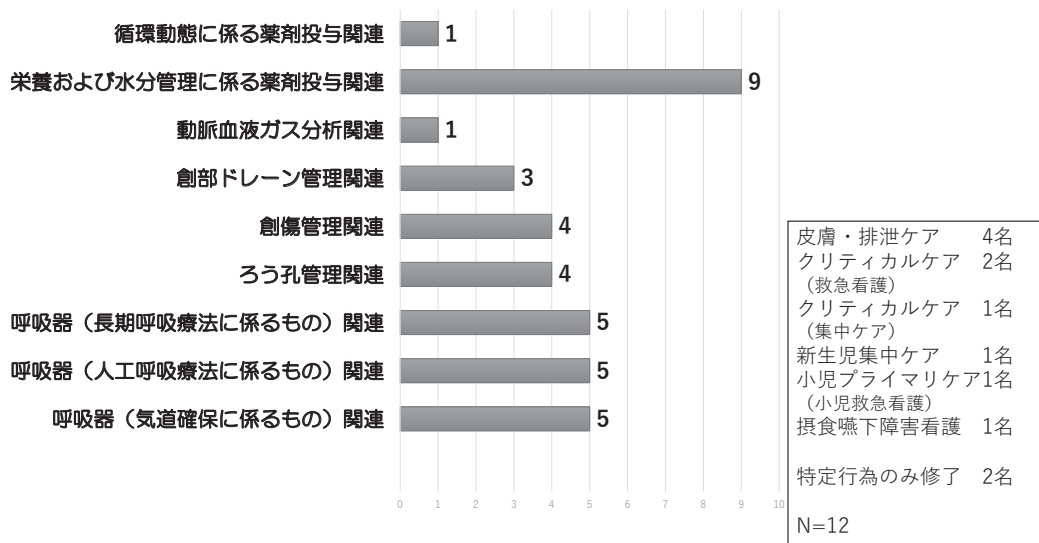


図1 特定行為区分別 特定行為数

2. 看護師個人に対する支援の明確化

研修必須条件はキャリア開発ラダーレベルⅢ以上（当施設看護部では、高度な看護実践に加えて、組織的な役割を遂行できるレベル）。研修中の身分保障は出張扱い、経済的支援は、受講費を病院対応（県の認定看護師等育成支援事業）、受講後4年間勤務を条件。研修後は、特定看護師と呼称し、部署に配置、医師・看護師長等に理解と協力を求めている。

3. 医療安全体制の明確化

特定看護師を組織全体で守るために、実施行為毎に「特定行為実施報告書」の提出を義務付け、看護部、関連部門、医療安全管理部、病院長まで把握できるシステムである。

活用方法と実際

特定看護師の活動は医師の働き方に特化したものではない。看護の質向上をねらいとし、高度看護実践者としての活動、チーム医療の一員としての組織横断的な対応、院内外における指導者としてのOJTの充実、特定行為教育課程における実地指導者、地域への支援など多岐にわたる。そのため、組織として活動体制を整えるだけでなく、個々の実践能力を把握しその都度の支援を行っている。特定行為実施件数はまだ少ないが、必要時に実施ができる効果もみられてきた（図1）、（図2）

たとえば、小児科外来で特定看護師が気管カニューレ交換を行うことで、診療の流れを止めない。夜勤で人工呼吸器の離脱に関わることで、早い時間帯に抜管し、一般病棟に転出など、医師のみならず看護師たちの負担軽減にもつながっている。

臨床推論力・病態判断力をつけることの意義

研修前は、認定看護師として活動する中で、「実施の必要性を認識してもできない」「必要なタイミングに医師が不在」「患者の訴えや症状に速やかに対応できない」といった思いを抱えていた。しかし、研修後は、ケアの場面で自ら判断・実施することで、症状緩和、重症化予防、患者の回復につながり、患者や医師からも信頼される存在である。病態判断力、臨床推論力などを用いて患者の状態を適切にアセスメントし、特定行為の実施の有無についても判断する力を持つことが重要²⁾であり、部署にいるからこそ活かしやすく、また、特定看護師は実地指導者として関わることで、指導力を養う機会となっている。

おわりに

地域への発信として、当施設では、専門・認定看護師・特定看護師による同行訪問を始めた。地域での支援にも加算がついたことは経営面において有益である。特定看護師は、高い看護実践スキルを持ち、

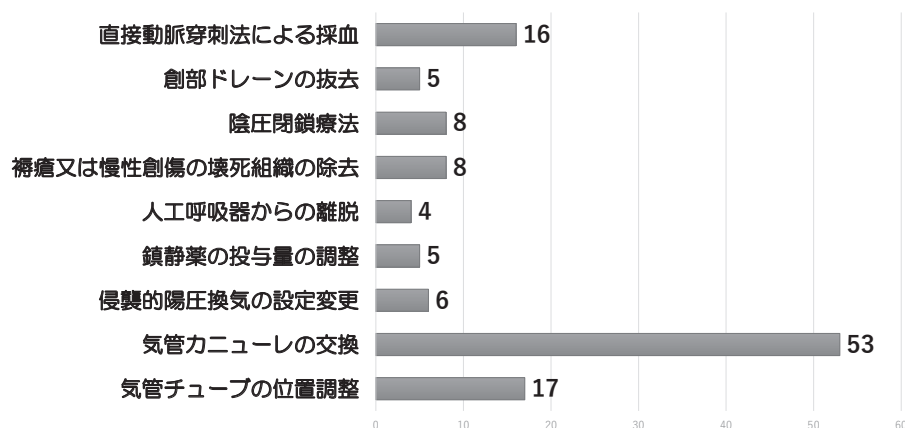


図2 特定行為実施件数 (2020.9月～2021.4月)

現場の問題点を見出し、看護の質を上げるために様々な活動を提案・実践していることから、一人ひとりを活かすうえでも、キャリアアップの機会を意図的に提供することや処遇の改善も念頭に置く必要がある。

看護管理者の役割と責任の1つとして、人材と組織は「できるもの」ではなく「つくるもの」という認識が必要である³⁾ことから、人材マネジメント力を高め、タスク・シフト/タスク・シェアの推進に向け、時代の変化に柔軟に対応する意識をもたなければならない。

〈本論文は、第75回国立病院総合医学会でのシンポジウム22「特定行為研修修了者の看護師としての役割と活動の支援について」において「高度急性期病院における特定行為研修修了者の活用～看護管理者の立場から～」として発表した内容に加筆したものである〉

著者の利益相反：本論文発表内容に関連して申告なし。

[文献]

- 1) 厚生労働省【特定行為に係る看護師の研修制度】研修を修了した看護師について (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/00019495.html>)
- 2) 渋谷知恵. 特定行為研修に係る看護師の養成や活用推進に関する日本看護協会の取り組み. 看護2022; 74: 41.
- 3) 日本臨床看護マネジメント学会. 看護マネジメントの最前線 マネジメントスキル・ワークショップが変える臨床看護. 東京; 日本ヘルスケアテクノ2022; 57.